

証券コード 7416
2022年6月10日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号
株式会社はるやまホールディングス
取締役社長 中 村 宏 明

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「5. 議決権の行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号
当社本社 4階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日のお土産については、諸般の事情により、昨年よりとりやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案 取締役4名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

株主提案（第4号議案及び第5号議案）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（49頁から51頁まで）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、株主提案（第4号議案及び第5号議案）にいずれも反対をしております。当社取締役会の意見につきましては52頁及び53頁をご確認ください。

4. 議決権の行使にあたっての注意事項

(1) 当社定款第20条において、当社の取締役の員数は、5名以内と定められております。

他方、<会社提案>第1号議案では取締役4名の選任を、<株主提案>第4号議案では取締役4名の選任をそれぞれ提案しており、両議案の全ての取締役候補者（合計8名）が選任されると、当社定款に定める取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合は、原則として、書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た取締役候補者が5名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に5名を上限として選任するものといたします。

<会社提案>第1号議案及び<株主提案>第4号議案には、取締役候補者8名全員についてそれぞれ賛否をお示しくください。

なお、賛否の議決権行使を5名に限るとのお取り扱いはいたしません。

(2) 各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

5. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

次頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】に従って2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.haruyama.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知の郵送に代えて、株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止）。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（パソコンによる方法はこちら）

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（スマートフォンによる方法はこちら）

- (4) 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要）。
- (5) セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- (6) スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記(1)から(3)までによる方法にて議決権行使を行ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してのご不明な点につきましては、以下あてにお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

《機関投資家のみなさまへ》

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

- 新型コロナウイルスへの感染が懸念されております。
本総会にご出席される株主さまは、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 本総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- 書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができます。
諸事情をご勘案のうえ、書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

【書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使期限】

2022年6月28日（火曜日）

午後6時 到着又は入力完了分まで

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が著しく制限された時期があったものの、ワクチンの普及と感染者数の減少傾向などにより回復への期待感が高まっております。しかしながら、新たな変異株の出現等により未だ収束時期が見通せないまま、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましても、商業施設や街中への人出は徐々に戻りつつあるものの、多様化する消費者のライフスタイルやニーズへの的確、迅速な対応が求められております。

このような環境のもと当社グループは、引き続き「健康」をキーワードとした差別化戦略を展開してまいりました。

具体的には、オリジナルブランドの「TOKYO RUN」から、お手頃な価格で着心地が良くケアの簡単なウェアを、より多くのお客様に提供したいという思いで、様々なライフスタイルに対応できる「らくティブスーツ」を発売いたしました。また、完全ノーアイロンの「i-Shirt (アイシャツ)」が、「テレワークでも、きちんと見えて着心地も楽！」と引き続きご好評いただき、累計販売枚数が700万枚を突破いたしました。

また、2022年2月には、従来の店舗に比べ売り場面積を半分以下に、商品在庫を極力抑えた新たなモデル店舗として「HARUYAMAゆめタウン博多店」をオープンいたしました。この店舗は、ボディリフレッシュカプセルやフットケアの設置により、セルフボディケアサービスを提供すると同時に、リラックス&リカバリー関連商品も展開し、おしゃれと健康を融合させた店舗でもあります。

店舗数に関しましては、当社グループ全体で8店舗を新規出店した一方で、42店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の総店舗数は411店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高366億8千5百万円（前期比4.0%減）となりました。利益面は、営業損失27億8千7百万円（前期は営業損失36億8千7百万円）、経常損失23億1千2百万円（前期は経常損失30億1千7百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失78億9千6百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失48億8千万円）の結果となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

商 品 別	金 額	構 成 比
重 衣 料 (スー ツ・礼 服) (コ ー ト)	16,175,895 千円	44.1 %
中 衣 料 (ジ ャ ケ ッ ト) (ス ラ ッ ク ス)	3,304,524	9.0
軽 衣 料 (ワイシャツ・ネクタイ) (カジュアル・小物・その他)	16,301,185	44.4
補修加工賃収入	903,684	2.5
合 計	36,685,290	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、新規出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額11億7千3百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に金融機関より長期借入金41億円を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期	第48期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (千円)	55,554,647	50,582,573	38,220,683	36,685,290
経 常 利 益 (千円)	2,151,251	639,041	△3,017,446	△2,312,337
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	△248,200	402,858	△4,880,009	△7,896,166
1株当たり当期純利益 (円)	△15.22	24.70	△298.92	△482.95
総 資 産 (千円)	61,051,053	60,275,229	57,934,485	51,132,333
純 資 産 (千円)	36,733,643	36,797,432	31,626,852	23,487,682
1株当たり純資産額 (円)	2,252.44	2,254.37	1,935.61	1,435.95

(3) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、ワクチン接種の進展による経済活動の回復が期待されるものの、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大や緊迫する世界情勢の影響など、衣料品小売業界におきましても、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

こうしたなか当社グループでは、引き続き「健康」を軸にポストコロナという新たな時代を見据え、多様化するビジネスシーンやお客様のニーズに適合した商品開発を通じてはるやまブランドの価値をより一層高めることで、競合他社との差別化を図ってまいります。

また、引き続き当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

② 子会社

会社名	主要な事業内容
はるやま商事株式会社	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社モリワン	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミック	広告代理業
株式会社マンチェス	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミッド・インターナショナル	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）

(5) 主要な事業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

② 子会社

イ. はるやま商事株式会社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

店舗 406店舗 (46都道府県)

北海道・東北エリア (28店舗)

北海道	3店舗	青森県	7店舗	岩手県	1店舗
宮城県	8店舗	秋田県	6店舗	山形県	1店舗
福島県	2店舗				

関東エリア (66店舗)

茨城県	3店舗	栃木県	2店舗	群馬県	4店舗
埼玉県	12店舗	千葉県	9店舗	東京都	24店舗
神奈川県	12店舗				

中部・北陸エリア (50店舗)

新潟県	8店舗	富山県	3店舗	福井県	4店舗
山梨県	1店舗	長野県	2店舗	岐阜県	1店舗
静岡県	13店舗	愛知県	18店舗		

近畿エリア (115店舗)

三重県	8店舗	滋賀県	11店舗	京都府	9店舗
大阪府	39店舗	兵庫県	32店舗	奈良県	8店舗
和歌山県	8店舗				

中国エリア (61店舗)

鳥取県	4店舗	島根県	6店舗	岡山県	19店舗
広島県	20店舗	山口県	12店舗		

四国エリア (29店舗)

徳島県	4店舗	香川県	8店舗	愛媛県	11店舗
高知県	6店舗				

九州エリア (57店舗)

福岡県	15店舗	佐賀県	2店舗	長崎県	6店舗
大分県	6店舗	熊本県	9店舗	宮崎県	6店舗
鹿児島県	6店舗	沖縄県	7店舗		

ロ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地

店舗 5店舗 (2県)

富山県 2店舗 石川県 3店舗

- ハ. 株式会社ミック
 本社 岡山市北区表町一丁目2番3号
- ニ. 株式会社マンチェス
 本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地
- ホ. 株式会社ミッド・インターナショナル
 本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
衣 料 品 販 売 事 業	1,225 (733)	△71 (△45)
そ の 他	— (—)	△1 (—)
全 社 (共 通)	61 (2)	△2 (—)
合 計	1,286 (735)	△74 (△45)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員86名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
13	△1	45.2	12.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 当事業年度より区分の集計方法を変更したため、前事業年度末比増減については、前事業年度の数値を変更後の区分に組み替えて比較しております。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員5名を雇用しております。

(7) 親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
はるやま商事株式会社	100百万円	100.0%	衣料品販売事業
株式会社モリワン	50	100.0	衣料品販売事業
株式会社ミック	30	100.0	広告代理業
株式会社マンチェス	10	100.0	衣料品販売事業
株式会社ミッド・インターナショナル	10	100.0	衣料品販売事業

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社四国銀行	6,012,248千円
株式会社中国銀行	2,990,548
株式会社三井住友銀行	1,295,752
株式会社三菱UFJ銀行	1,203,348
株式会社トマト銀行	1,065,920
三井住友信託銀行株式会社	430,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、下記2件により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

- ・当連結会計年度において、2期連続の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上していること

- ・一部の金融機関と締結しているコミットメントライン契約（当連結会計年度末における借入実行残高はございません）について、当該連結会計年度末の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されており、当連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触していること

しかしながら、財務面では上記のコミットメントライン契約において、金融機関から期限の利益喪失請求権を放棄することについて、書面による同意を得ていることや、別途、金融機関の当座貸越枠（当連結会計年度末における借入実行残高はございません）があることなどから当面の間の運転資金が十分に賄える状況であり、安定性は確保されていると考えております。さらに営業面では、不採算店舗の閉鎖や販売費及び一般管理費をコントロールし、過度な売上伸長や規模拡大を追わず、ダウンサイジングを進めるなかで採算の確保を実現してまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 株式会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株 (うち自己株式 128,174株)
- ③ 株主数 32,683名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 は る か	1,810,000 株	11.06 %
治 山 正 次	1,759,456	10.75
治 山 邦 雄	1,498,722	9.16
有 限 会 社 岩 渕 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,324,500	8.09
株 式 会 社 四 国 銀 行	727,540	4.44
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	724,700	4.43
治 山 正 史	487,072	2.97
は る や ま 社 員 持 株 会	389,481	2.38
治 山 美 智 子	358,892	2.19
岩 渕 典 子	349,900	2.13

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	治 山 正 史	経営全般 株式会社ミック 代表取締役社長 はるやま商事株式会社 代表取締役会長 株式会社モリワン 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	中 村 宏 明	経営全般 はるやま商事株式会社 代表取締役 社長執行役員
取 締 役	田 尻 邦 夫	株式会社銭高組 社外取締役
取 締 役	清 水 夏 子	弁護士 株式会社RS Technologies 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	佐 藤 晃 司	
監 査 役	中 川 雅 文	公認会計士 株式会社サマルクホールディングス 社外取締役
監 査 役	光 岡 敬 一	税理士 株式会社大本組 社外取締役

- (注) 1. 取締役田尻邦夫氏及び清水夏子氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役中川雅文氏及び光岡敬一氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役田尻邦夫氏及び清水夏子氏並びに社外監査役中川雅文氏及び光岡敬一氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役中川雅文氏は公認会計士の資格を、監査役光岡敬一氏は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 岡田 弘氏は、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 - (2) 2021年6月29日開催の第47回定時株主総会において、中村宏明氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、治山正史氏は取締役会長に、中村宏明氏は代表取締役社長にそれぞれ選定され、就任いたしました。
 - (3) 2021年6月29日開催の第47回定時株主総会において、光岡敬一氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固 定 報 酬	賞 与	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (2)	52,005 (10,500)	52,005 (10,500)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	15,300 (9,300)	15,300 (9,300)	— (—)	— (—)
合 計	8	67,305	67,305	—	—

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

イ. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

上記の報酬とは別枠で、2011年6月29日開催の第37回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30,000千円、監査役に対しては年額3,000千円（社外監査役は付与対象外）を、それぞれ報酬限度額として決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i. 当該方針の決定の方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理的な報酬体系とすることとして、2021年1月26日開催の取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の決定を決議いたしました。

ii. 当該方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（ストックオプション）により構成し、非業務執行取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を勘案して取締役の職責に報いる適正な水準とする。

業務執行取締役の固定報酬は、役位に応じた月額報酬とし、当該報酬基準に基づいて支給総額を算定し、取締役会の一任決議に従い代表取締役が、業績、各業務執行取締役の貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度の計画達成に向けた数値目標として公表した業績（経常利益）の達成度に応じ、支給基準に基づき算出された額を一定の時期に支給することとしておりますが、当事業年度についてはその達成度が基準を満たさなかったため、支給していません。

業務執行取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、中長期のインセンティブとして取締役会決議により実施することとしておりますが、当事業年度中の実績はありません。

iii. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の内容に則り、支給基準に基づき算定された報酬額を基本として示したうえ、「ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載された代表取締役が、当該報酬額を逸脱しない範囲で、諸条件を総合的に勘案して決定したことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者は、代表取締役社長中村宏明氏であり、委任された権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、委任を受けた者は、内規に定める支給基準並びに非金銭報酬等の決定内容に従うこととしております。

代表取締役社長中村宏明氏に委任した理由については、当社グループを取り巻く経済環境や経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	田尻邦夫	当事業年度開催の取締役会24回のうち23回に出席し、主に繊維・衣料業界の豊富な経験と企業経営に関する高い見識を活かして、専門的かつ客観的で広範な視野からの有益な助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員長として経営陣幹部の選解任にも携わっております。
社外取締役	清水夏子	当事業年度開催の取締役会24回のうち全回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、コンプライアンスの観点からの有益な助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。
社外監査役	中川雅文	当事業年度開催の取締役会24回のうち23回、監査役会15回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、社外監査役としての機能を適切に発揮しております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。
社外監査役	光岡敬一	2021年6月29日の就任以降に開催された取締役会18回のうち16回、監査役会11回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための客観的で広範な視野から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、任意の指名委員会の委員として経営陣幹部の選解任にも携わっております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 P w C 京都監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当期は、2期連続損失計上という不本意な結果となり、繰越利益剰余金が欠損となりましたので、誠に遺憾ながら期末配当を見送り、財務体質の健全化を図るため会社法第452条の規定に基づき別途積立金の一部を繰越利益剰余金へ振り替え、損失を補填することといたしました。

株主のみなさまには深くお詫び申しあげますとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,806,042	流動負債	14,578,504
現金及び預金	12,357,980	支払手形及び買掛金	5,784,617
受取手形、売掛金及び 契約資産	95,933	短期借入金	600,000
商 品	10,957,619	1年内返済予定 長期借入金	3,269,310
貯 蔵 品	35,083	リ ー ス 債 務	2,861
未 収 入 金	4,667,576	未 払 金	2,226,062
そ の 他	749,562	未払法人税等	116,358
貸倒引当金	△ 57,712	ポイント引当金	43,512
固定資産	22,326,290	賞与引当金	5,800
有形固定資産	13,044,984	店舗閉鎖損失引当金	156,335
建物及び構築物	2,203,485	契 約 負 債	553,751
車両運搬具	0	資 産 除 去 債 務	721,357
工具、器具及び備品	219,085	そ の 他	1,098,537
土 地	10,614,844	固定負債	13,066,146
建設仮勘定	7,569	長期借入金	9,452,823
無形固定資産	1,115,147	リ ー ス 債 務	7,754
の れ ん	76,583	退職給付に係る負債	1,549,163
そ の 他	1,038,564	資 産 除 去 債 務	1,299,454
投資その他の資産	8,166,158	長期預り保証金	360,436
投資有価証券	507,034	そ の 他	396,513
長期貸付金	368,309	負債合計	27,644,650
繰延税金資産	939,443	(純資産の部)	
差入保証金	6,109,514	株 主 資 本	23,492,579
そ の 他	242,911	資 本 金	3,991,368
貸倒引当金	△1,055	資 本 剰 余 金	3,862,125
資産合計	51,132,333	利 益 剰 余 金	15,777,916
		自 己 株 式	△ 138,829
		その他の包括利益累計額	△ 4,897
		その他有価証券評価差額金	△ 5,792
		繰延ヘッジ損益	895
		純資産合計	23,487,682
		負債・純資産合計	51,132,333

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		36,685,290
売 上 原 価		15,928,890
売 上 総 利 益		20,756,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,544,015
営 業 利 益		△ 2,787,616
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,625	
受 取 配 当 金	6,390	
受 取 地 代 家 賃	419,884	
助 成 金 収 入	104,904	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	113,384	
そ の 他	90,441	740,631
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,589	
賃 貸 費 用	196,138	
そ の 他	32,624	265,352
経 常 利 益		△2,312,337
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	77,509	
固 定 資 産 売 却 益	54,300	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,530	137,340
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	167,809	
減 損 損 失	1,797,945	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	115,523	
そ の 他	5,780	2,087,059
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		△4,262,056
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,586	
法 人 税 等 調 整 額	3,498,523	3,634,110
当 期 純 利 益		△7,896,166
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△7,896,166

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,095,137	流動負債	4,462,675
現金及び預金	3,571,778	1年内返済予定長期借入金	3,187,254
貯蔵品	62	未払金	450,979
前払費用	91,388	未払消費税等	33,161
関係会社短期貸付金	109,520	未払費用	9,793
未収入金	364,539	未払法人税等	20,883
その他	12,397	預り金	2,290
貸倒引当金	△54,549	店舗閉鎖損失引当金	30,313
固定資産	35,867,976	資産除去債務	721,357
有形固定資産	12,287,303	設備関係支払手形	2,662
建物	1,878,024	その他	3,979
構築物	221,452	固定負債	11,850,234
車両運搬具	0	長期借入金	8,950,919
工具、器具及び備品	213,426	退職給付引当金	38,718
土地	9,966,830	資産除去債務	1,275,473
建設仮勘定	7,569	長期預り保証金	120,494
無形固定資産	1,009,851	その他	1,464,629
商標権	56,214	負債合計	16,312,910
ソフトウェア	604,100	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	349,391	株主資本	23,655,996
施設利用権	144	資本金	3,991,368
投資その他の資産	22,570,822	資本剰余金	3,862,125
投資有価証券	323,055	資本準備金	3,862,125
関係会社株式	1,759,989	利益剰余金	15,941,332
関係会社長期貸付金	27,406,450	利益準備金	560,000
長期前払費用	56,547	その他利益剰余金	15,381,332
繰延税金資産	517,336	配当平均積立金	1,166,000
差入保証金	39,586	別途積立金	25,070,000
その他	110,609	繰越利益剰余金	△10,854,667
貸倒引当金	△7,642,753	自己株式	△138,829
資産合計	39,963,114	評価・換算差額等	△5,792
		その他有価証券評価差額金	△5,792
		純資産合計	23,650,203
		負債・純資産合計	39,963,114

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益	2,201,800	
経営管理料	1,663,000	
不動産賃貸収入	538,800	
営業収益合計		2,201,800
営業費用	1,612,457	
営業費用合計		1,612,457
営業利益		589,342
営業外収益		
受取利息	97,598	
受取配当金	6,319	
受取手数料	1,452	
受取地代家賃	50,845	
助成金収入	2,116	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	2,391	
その他	12,540	173,264
営業外費用		
支払利息	33,290	
賃貸費用	7,571	
その他	6,210	47,071
経常利益		715,535
特別利益		
固定資産売却益	54,300	
投資有価証券売却益	77,509	
新株予約権戻入益	5,530	137,340
特別損失		
固定資産除売却損	125,198	
減損損失	1,733,193	
貸倒引当金繰入額	7,413,575	
その他	720	9,272,687
税引前当期純利益		△8,419,811
法人税、住民税及び事業税	1,250	
法人税等調整額	3,003,544	3,004,794
当期純利益		△11,424,606

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御 中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 本 哲 宏 ①
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御 中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 本 哲 宏 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ内部統制室内部統制課・内部監査課等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役	佐藤晃司 ㊟
監査役(社外監査役)	中川雅文 ㊟
監査役(社外監査役)	光岡敬一 ㊟

以上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	はる やま まさ し 治 山 正 史 (1964年12月22日生)	1994年6月 当社入社 経営企画室 1994年11月 当社社長室室長 1995年6月 当社取締役社長室室長 1995年7月 当社常務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2011年7月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ミック 代表取締役社長 はるやま商事株式会社 代表取締役会長 株式会社モリワン 代表取締役社長	487,072株
2	なか むら ひろ あき 中 村 宏 明 (1963年9月13日生)	1987年4月 株式会社アオキインターナショナル (現 株式会社AOKIホールディングス)入社 2011年6月 同社常務取締役グループ業務改革担当 2011年8月 同社取締役 2014年1月 同社常務取締役 2018年6月 同社取締役副社長（2018年9月辞任） 2021年4月 はるやま商事株式会社 代表取締役社長執行役員（現任） 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] はるやま商事株式会社 代表取締役社長執行役員	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	清水夏子 (1973年12月28日生)	2005年10月 弁護士登録 2012年2月 清水直法律事務所より独立 清水・新垣法律事務所開設 共同代表弁護士(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社RS Technologies 社外取締役(監査等委員)	一株
4	※ 井上重光 (1966年12月28日生)	1990年4月 株式会社中国銀行入行 2011年2月 同行津高支店長 2012年7月 岡山県中小企業再生支援協議会出向 2014年4月 株式会社中国銀行丸亀支店長 2016年6月 同行福山東支店長 (2018年3月 同行退職) 2018年4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業再生支援全国本部 (現 中小企業活性化全国本部) 着任 2020年4月 同本部副統括 (2022年3月 同機構退任) 2022年4月 ロングブラックパートナーズ株式会社 地域再生事業部長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 治山正史氏及び中村宏明氏の当社における担当は、事業報告の「2.(3)①取締役及び監査役の状況」(14頁)に記載のとおりであります。
4. 清水夏子氏及び井上重光氏は、社外取締役候補者であります。
5. 清水夏子氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し企業法務にも精通しており、主にコンプライアンスの観点から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 井上重光氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、金融機関における審査等のほか、事業再生や経営サポートの分野における豊富な経験と高い見識を有しており、専門的かつ客観的で広範な視野から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合には、任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。
7. 当社は、清水夏子氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結

しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、井上重光氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(15頁)に記載のとおりであります。

8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(15頁)に記載のとおりであります。
9. 当社は、清水夏子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、井上重光氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、両氏と当社グループの間には取引関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐藤晃司氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※ 澤 味 聡 嗣 (1964年9月16日生)	1987年4月 当社入社 2017年4月 当社コンプライアンス室長代行 2019年4月 当社コンプライアンス室長 2021年4月 当社内部統制室長 2021年10月 当社グループ内部統制室長 2022年5月 当社内部統制部長(現任)	1,000株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 澤味聡嗣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 澤味聡嗣氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(15頁)に記載のとおりであります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、澤味聡嗣氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(15頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、2019年6月27日開催の当社第45回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）について、株主のみなさまにご承認いただきましたが、現プランの有効期間は本株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン承認後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2022年5月16日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主のみなさまにご承認いただくことを条件に、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決定しました。つきましては、当社定款第13条に基づき、本プランを利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを更新するにあたり、新株予約権の無償割当ての実施に関して、独立委員会が予め株主のみなさまの意思の確認を得ることが適切であると判断する場合には、その旨を勧告することができることを明記し、その場合の当社取締役会の対応について記載したこと、また、形式的な文言の修正等を行っております。

1. 提案の理由

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして導入しているものです。

当社は、当社株式等について大量買付や買収提案が行われた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の経営権の変動等に関わる大量買付や買収提案の判断については、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、その目的等から判断して、株主のみなさまや取締役会がその内容を検討し判断するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの、買付条件等がその対象

会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であるもの、あるいはその対象会社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なう意図のあるもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、大量買付や買収提案により当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性も否定できません。

一方、当社の株式の状況は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式の総数の46.1%（議決権割合46.5%）が保有されておりますが、このうち当社役員及びその直接支配が及ぶ関係者等による保有は34.9%（議決権割合35.2%）にとどまっております。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、当社が関与・コントロールするものではありません。従って、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もあります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための店舗展開等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社役員等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。

また、紳士服専門店業界では、過去に業界再編の動きが活発化したこともあり、今後、会社との合意や株主のみなさまの意思がまったく反映されないままに突然公開買付を行うような買収提案や、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するようなおそれのある買収提案がなされる可能性は否定できません。このような株主のみなさまあるいは市場を混乱させるおそれのある大量買付や買収提案に備えて対策を講じておくことは、企業価値ひいては株主共同の利益確保のためのリスクマネジメントの一環として必要不可欠なものと考えております。

このような事情に鑑み、当社は、当社株式等の大量買付や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主のみなさまが適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること等を可能とするための対応策が引き続き必要不可欠であると判断し、本プランを更新することといたしました。

2. 提案の概要

(1) 本プランの概要

本プランは当社株式等の20%以上を買取しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、上記の1.「提案の理由」を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を取得できる旨の取得条項が付された本新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して本新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

- ②当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付等を行おうとする者（以下「大量買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大量買付等は実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

大量買付者等は、大量買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの手続きを遵守する旨の誓約及び大量買付者等の氏名又は名称、住所又は本店所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先、大量買付等の概要等について日本語で記載した意向表明書を当社取締役会宛に提出いただきます。当社が、大量買付者等から意向表明書を受領した場合は、速やかに受領した事実及び必要に応じ、その内容について公表します。

(c) 大量買付者等に対する情報提供の要請

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会が認めた場合を除き、当該大量買付等の実施に先立ち、大量買付者等が当社に対して提供すべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを、当該大量買付者等に交付し、大量買付者等は、当該リストに従い本必要情報を日本語の書面にて提出いただきます。本必要情報の具体的な内容は、大量買付者等の属性及び大量買付等の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の①から⑩のとおりです。

- ①大量買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、役員の名氏及び職歴等、当該大量買付者等による大量買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
- ②大量買付等の目的、方法及び内容（大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付けを行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性、大量買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- ③大量買付等の買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯等を含みます。）
- ④大量買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧大量買付者等による当社の株式等の過去の取得に関する情報
- ⑨大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑩大量買付等の後における当社の株主、取引先、お客様、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかに独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については＜別紙1＞「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会委員候補の略歴等について＜別紙2＞「独立委員会委員候補の略歴」に記載のとおりです。）へ情報を提供し、独立委員会は、受領後速やかに提供された情報の記載内容が本必要情報として十分であるか否かを検討し、その結果を公表します。独立委員会は当該提供内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者等に対し、合理的な期限（当初本必要情報のリストの発送の翌日から起算し

て60日を上限とします。)を定めたうえ、自ら又は当社取締役会を通じて、必要情報の追加提供を求めることがあります。この場合、大量買付者等においては、当該期限までに、かかる必要情報を追加提供していただきます。必要情報の追加提供を要請したにもかかわらず、大量買付者等から当該情報の一部について提供がない場合において、例えば、大量買付者等の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが困難であること等、大量買付者等から当該情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくても、大量買付者等との情報提供に係る交渉等は打ち切り、その旨を公表するとともに、以下(d)の大量買付等の内容の検討を開始いたします。

(d) 大量買付等の内容の検討・大量買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による大量買付等の内容の評価・検討

当社取締役会は、大量買付者等からの必要かつ十分な本必要情報の提供が完了した後、独立委員会が提出期限を定めた場合はその期限までに、外部専門家の助言も受けながら大量買付等の内容を検討し、その内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)を慎重に取りまとめ、公表するとともに、独立委員会に対してその根拠資料を付して提出するものとします。また、自ら又は独立委員会からの要請に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する協議・交渉を行うとともに、当社取締役会としての代替案を提示することがあります。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の受領が完了した日の翌日を起算日として、大量買付等が現金(全額円貨)を対価とする当社全株式等の公開買付けの場合は最長60日間、それ以外の大量買付等の場合は最長90日間の検討期間(以下、「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、当該検討期間内において大量買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、大量買付者等の大量買付等の内容、大量買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大量買付等の内容を改善させるために必要であれば直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉等を行い、代替案の提示を当社取締役会に促すものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

大量買付者等は、独立委員会が直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(e) 独立委員会による勧告

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

①大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

②大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下（3）の発動事由2に掲げる事由により、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付けであり、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断する場合には、例外的措置として、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が、以下（3）の発動事由2に掲げる行為が意図されており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断するに至った場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、予め株主意思の確認を得ることが適切であると判断する場合には、その旨を勧告することができるものとします。

③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合のみ、独立委員会は、当該大量買付者等の大量買付等の内容の検討・当該大量買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家のみなさまに開示いたします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告するに際し、当該実施に関して予め株主意思の確認を得ることが適切であると判断し、その旨を勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、独立委員会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施

に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

(g) 本新株予約権の無償割当て実施の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い本新株予約権の無償割当ての実施を決議した後又は実施後においても、(i)買付者等が大量買付等中止した場合又は(ii)本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本新株予約権の無償割当ての実施が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は本新株予約権の無償割当て実施の停止の決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書が提出された事実、本必要情報が提供された事実、独立委員会の検討期間が開始した事実等）又は意向表明書、本必要情報、当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、株主意思確認総会を実施した場合にはその投票結果、当社取締役会決議等の内容の全部又は概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は下記のとおりです。なお、上記(2)本プランに係る手続き(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

発動事由 1

本プランに定められた手続きに従わない大量買付等であり（大量買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由 2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付等である場合
- ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて、その株式等を当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大量買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を大量買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付等である場合
- (c) 大量買付等の条件（対価の価額・種類、大量買付等の時期、方法の適法性、実現可能性又は大量買付等の後の経営方針・事業計画、及び当社の他の株主、お客様、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適當な大量買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のお客様、取引先、従業員等との関係を破壊しその結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる大量買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会における決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を

提出しない者も、本新株予約権を行使することはできません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。なお、非適格者が有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとしその後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主のみなさまに実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主のみなさまのご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家のみなさま等への影響

(1) 本プランへの更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当ての対象となった株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、例えば、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生

日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を当社が無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個あたり1円を下限に当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決定した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について別途規定する場合には、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定した後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者のなかから、取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載する事項について決定を行い、その決定内容と理由を付して取締役会に勧告するものとする。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施（実施に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
 - ②本新株予約権無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他取締役会が独立委員会に諮問した事項取締役会は、独立委員会が勧告をした場合、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとする。
- ・独立委員会は、上記のほか以下の各号に記載される事項を行うものとする。
 - ①大量買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報内容とその回答期限の決定
 - ②大量買付者等の大量買付等の内容の精査・検討
 - ③取締役会に対する代替案の提出の要求
 - ④独立委員会検討期間延長の決定
 - ⑤本プランの修正又は変更の承認
 - ⑥その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦取締役会において別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、提供された情報の内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、合理的な期限を定め、大量買付者等に対し必要情報の追加提供を求める。
- ・独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の提供が完了した場合、取締役会に対しても所定の期間内に、大量買付者等の大量買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大量買付等の提案内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉を行うものとし、株主等に対する代替案の提示等を取締役に促すものとする。
- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、下記の3名を予定しております。

記

石井 克典 (いしい かつのり)

1971年1月31日生

2000年10月 弁護士登録

2000年10月 太陽綜合法律事務所入所

2006年5月 石井克典法律事務所開所 (現任)

2007年5月 当社独立委員会委員就任 (現任)

石井 克典氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

清水 夏子 (しみず なつこ)

1973年12月28日生 当社社外取締役

2005年10月 弁護士登録

2012年2月 清水直法律事務所より独立
清水・新垣法律事務所 開設
共同代表弁護士 (現任)

2020年6月 当社取締役就任 (現任)

2020年6月 当社独立委員会委員就任 (現任)

清水 夏子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

光岡 敬一 (みつおか けいいち)

1947年3月14日生 当社社外監査役

2003年7月 広島国税局課税第一部次長

2004年7月 広島東税務署長

2005年8月 税理士登録開業 (現任)

2015年6月 株式会社大本組取締役 (社外) 就任 (現任)

2021年6月 当社監査役就任 (現任)

2021年6月 当社独立委員会委員就任 (現任)

光岡 敬一氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、株主1名からのご提案によるものであります。

当社取締役会は、株主提案（第4号議案及び第5号議案）にいずれも反対をしております。当社取締役会の意見につきましては52頁及び53頁をご確認ください。

第4号議案 取締役4名選任の件

1. 本件議案の要領

以下の候補者4名を貴社の取締役に選任すること

- ①. 野村 耕市
- ②. 村角 彰則
- ③. 高瀬 淳也
- ④. 国遠 明（社外取締役）

2. 株主提案の理由

治山正史氏が社長に就任した当時の2004年3月期売上高が534億円でしたが、10年以上経た2019年3月期に至るも555億円と変わっていません。そこへ新型コロナウイルス感染が生じました。

現在創業以来、最大の危機です。治山正史氏に経営させては立ち直れませんし、同氏が社内には同氏の影響を受け改革が進みません。

危機感を抱いた創業家としての行動に対し、貴社は治山正史氏を取締役に降格させるにとどめ社内に残しつつ、中村氏を招聘しました。しかし2022年3月期も前期同様の巨額赤字を計上しています。

これに対し青山商事（株）、（株）AOKIホールディングスは、2022年3月期の赤字幅を前期より大きく縮小させています。

今やるべきは、貴社の実情を知った者が取締役となり社内外の協力のもと、スピードをもって貴社を改革することです。

3. 候補者の氏名、略歴等

- ①. 野村耕市

1948年（昭和23年）12月22日生

- ・1973年10月 はるやま洋服店入社
- ・2003年6月 はるやま商事（株）常務取締役
- ・2008年8月（株）モリワン代表取締役社長
- ・2010年10月 はるやま商事（株）専務取締役
- ・2013年6月 退任

所有する貴社株式の数 6,890株

②. 村角彰則

1967年（昭和42年）8月14日生

- ・1986年4月 はるやま商事（株）入社
- ・2011年4月 はるやま商事（株）執行役員
- ・2012年6月 治山服装商貿（上海）総経理（現地法人代表）
- ・2020年11月 はるやま商事（株）退職
- ・2021年2月 アキリティテリング（株）代表取締役（現任）

所有する貴社株式の数 1,000株

③. 高渕淳也

1953年（昭和28年）2月2日生

- ・1975年4月（株）イズミ入社
- ・2000年3月 はるやま商事（株）入社（商品管理部、商品部を歴任）
- ・2020年3月 はるやま商事（株）退職

所有する貴社株式の数 一株

④. 国遠 明

1948年（昭和23年）6月7日生

- ・1991年12月 広島国税局 退官
- ・1992年8月 国遠 明税理士事務所開業
- ・1993年5月（株）リックコーポレーション監査役
- ・2016年5月 退任

所有する貴社株式の数 一株

以 上

（会社注） 以上は、提案株主から提出された議案の提案要領及び提案理由等を原文どおり記載しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

1. 本件議案の要領

以下の候補者1名を貴社の監査役に選任すること

村上 繁雄

2. 株主提案の理由

第4号議案に同じ

3. 候補者の氏名、略歴等

村上繁雄

1944年（昭和19年）12月4日生

- ・1976年5月 はるやま商事（株）入社
- ・2003年6月 はるやま商事（株）常務取締役
- ・2008年6月 はるやま商事（株）常勤監査役
- ・2014年6月 退任

所有する貴社株式の数 一株

以 上

（会社注） 以上は、提案株主から提出された議案の提案要領及び提案理由等を原文どおり記載しております。

<第4号議案及び第5号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案いずれにも反対いたします。

反対の理由

(1) 会社提案による経営体制が、当社の企業価値向上に最適であること

当社は、候補者の指名に関する客観性と公平性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外役員のみで構成する指名委員会を設置しております。

候補者の選定については、各氏の経歴だけでなく、対面による質疑応答などを通じて資質・適格性・専門性の確認がなされ、十分に審議したうえで指名されており、その委員会の助言、提言を踏まえて、取締役会において決定しております。

本株主総会に上程する候補者についても同様の決定プロセスを経て選定しており、当社が提案する体制が最適であると判断しております。

当社が提案する候補者各氏は、高い倫理観に加え、各分野における豊富な経験、業界情勢に明るい広い視野、企業法務・コンプライアンスや財務・会計等の知識、現場を重んじる価値観などを有しており、能力のバランスや多様性、専門性を意識した構成としております。

また、当社を取り巻く昨今の環境や当社における喫緊の課題に機動的に対応し、持続的な事業の成長と中長期的な企業価値の向上に必要なかつ十分な体制となっております。

さらには、取締役候補者4名のうち、2名が独立性の基準を充たした社外取締役候補者で、うち1名はダイバーシティを意識して女性の候補者であり、独立社外取締役の数は複数かつ取締役総数に占める割合は1/3以上であります。

当社取締役会は、これらを総合的に判断した結果、こうした当社が提案する候補者で構成される取締役会の体制が最適であると考えております。

一方、株主提案では、業績の低成長や他社業績との比較だけで、過去の当社の実情を知る取締役なら改革できるとしてはいますが、その具体的な方針や戦略、計画が示されておらず、合理的なものとは言い難いものであります。

また、候補者の構成につきましても、社外取締役候補者が1名しか提案され

ておらず、独立役員の比率を高めてきた当社の取り組みに逆行することにもつながり、ガバナンスの充実・強化の面でも不十分であると考えられます。

多様性や専門性という観点で見ましても、企業法務面や財務・会計面等の専門分野の知識・経験に偏りがあり、近年の大きく、加速的に変容する時代のなかで、迅速かつ適切に対処できるか、信憑性に乏しく懐疑的な印象を拭えません。

さらには、当該株主の提案する候補者は特定の株主の利益を優先し、具体的な経営判断に介入することにつながるリスクがあることを懸念しております。

(2) 現経営体制のもとで業績回復が着実に進んでいること

当社は、当社を取り巻く様々な外的要因に対し、商品仕入や店舗営業に影響するあらゆるコスト高にも耐え得るビジネスモデルの変革を目指し、不採算店舗の整理及び固定資産の売却、店舗リース事業の深耕による収益構造の改革や財務体質の強化などに継続的に取り組んでいる途上であり、前期11月以降には営業キャッシュフローの継続的な黒字化も実現し、その効果は今期、さらに具現化されてくるものと確信しております。

今後、当社はより一層、リスク管理体制、ガバナンスを強化していく所存であり、経営の連続性・安定性の観点からも、当社の直面する課題を理解している経営体制で継続することが必然であると判断しており、早急に経営基盤を安定させることが、株主のみなさまをはじめ、お取引先様、従業員にとって優先すべきであるという結論に至りました。

これらの理由に基づき、当社の株主価値及び企業価値の向上の観点から慎重かつ十分な審議を行った結果、当社取締役会は、会社が提案する取締役会体制が最も適切かつ十分な体制であり、株主提案にある候補者の選任並びに取締役及び監査役の増員は不要と判断いたしました。

従いまして、当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案に「反対」いたします。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号

当社本社4階会議室

交通 JR岡山駅より徒歩約15分

天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

- ◎駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産については、諸般の事情により、昨年よりとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

